

青森県報

号外第四十四号

令和七年
四月一日
(火曜日)

目 次

告 示

○建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格……………(監 理 課) ……

告 示

青森県告示第二百五十号

令和七年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設関連業務」という。)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第四条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する第百六十七条の五第二項並びに特例政令第四条の規定に基づき、当該建設工事及び建設関連業務に係る契約について的一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり公示する。

令和七年四月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 資格審査の区分

1 建設工事
資格審査は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに区分して行う。

2 建設関連業務

資格審査は、次に掲げる業種ごとに区分して行う。

- (一) 測量業務
- (二) 建築関係建設コンサルタント業務
- (三) 土木関係建設コンサルタント業務
- (四) 地質調査業務
- (五) 補償関係コンサルタント業務

二 競争入札参加資格

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号。以下「建設工事規則」という。)第二条の定めるところにより、次のとおりである。

(一) 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

(二) 四の1に規定する競争入札参加資格審査申請書(四の1の規定により添付しなければならない書類及び知事が定める書類を含む。)の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

(三) 建設業法第三条第一項の規定による許可(同条第三項の許可の更新を含む。)を受けていること。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和五十八年二月青森県規則第六号。以下「関連業務規則」という。)第二条の定めるところにより、次のとおりである。

(一) 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

(二) 四の2に規定する資格審査申請書(四の2の規定により添付しなければならない書類を含む。)の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

(三) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、随時とする。

四 資格審査の申請の方法

1 建設工事

資格審査の申請は、建設工事規則第四条第一項の定めるところにより同項に規定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。

(一) 県内に主たる営業所を有する者及び県外に主たる営業所を有する者のうち本県に事務所又は事業所を有している者にあつては、申請日以前三十日以内に県税事務所長が交付する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の県税の納税証明書の原本

(二) 個人である場合で、令和七年一月一日時点で県内の市町村に住所を有する者にあつては、申請日以前三十日以内に当該市町村長が交付する個人住民税の納税証明書の原本

(三) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二に規定する届出の義務を有する者にあつては、申請日の属する年度の前年度分の労働保険料に係る領収書及び概算・増加概算・確定保険料申告書の写し

(四) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条に規定する届出の義務を有する者にあつては、申請日の直前一年間について未納がないことを証する厚生労働大臣（厚生労働大臣から当該事務の委任を受けた者を含む。）若しくは健康保険事務組合の長が発行した社会保険料の納付証明書の原本又は当該期間の社会保険料に係る領収書の写し

(五) 申請日以前九十日以内に国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百一十三条第一項の規定により税務署長が交付する消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書の原本（電子納税証明書（PDF形式）を印刷したものを含む。）

(六) 申請日前一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審した経営事項審査の総合評定値通知書の写し

(七) 県内に主たる営業所を有しない者にあつては、営業所一覧表（工事第一号様式）

(八) 県内に主たる営業所を有する者並びに県外に主たる営業所を有する者のうち、工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事に係る資格審査の申請をする者であつて、(六)の経営事項審査の総合評定値通知書に記載された技術職員数の一級又は二級の欄に増減がある者及び工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事以外の工事に係る資格審査の申請をする者であつて、(六)の経営事項審査の総合評定値通知書に記載された技術職員数の総数が二人未満の者にあつては、技術職員調書（工事第二号様式）

(九) 角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百八十円切手を貼付したものの一通

2 建設関連業務

資格審査の申請は、関連業務規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。この場合において、資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写しの提出をもって(七)及び(八)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(一) 業者調書（関連業務第一号様式）

(二) 業務調書（関連業務第二号様式）

(三) 有資格者数調書（関連業務第三号様式）

(四) 有資格者一覧表（関連業務第四号様式）

(五) 業務実績一覧表（関連業務第五号様式）

(六) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする登録等の証明書の写し

(七) 法人である場合にあつては、登記事項証明書の写し

(八) 法人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人である場合にあつては直前二年の

各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(九) 県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者のうち本県に事務所又は事業所を有している者にあつては、申請日以前三十日以内に県税事務所長が交付する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の県税の納税証明書の原本(十) 個人である場合で、令和七年一月一日時点で県内の市町村に住所を有する者にあつては、申請日以前三十日以内に当該市町村長が交付する個人住民税の納税証明書の原本

(十一) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四条の二に規定する届出の義務を有する者にあつては、申請日の属する年度の前年度分の労働保険料に係る領収書及び概算・増加概算・確定保険料申告書の写し

(十二) 健康保険法第四十八条及び厚生年金保険法第二十七条に規定する届出の義務を有する者にあつては、申請日の直前一年間について未納がないことを証する厚生労働大臣(厚生労働大臣から当該事務の委任を受けた者を含む。)若しくは健康保険事務組合の長が発行した社会保険料の納付証明書の原本又は当該期間の社会保険料に係る領収書の写し

(十三) 申請日以前九十日以内に国税通則法第二百三十三条第一項の規定により税務署長が交付する消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書の原本(電子納税証明書(PDF形式)を印刷したものを含む。)

(十四) 常勤の従業員数を確認できる書類の写し

(十五) 角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百八十円切手を貼付したものの一通

五 競争入札参加資格の認定

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、建設工事規則第五条及び第六条の定めるところにより、次のとおり認定する。

(一) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、別に定める青森県建設工事の競争入札参加者の施工能力の審査の事務取扱いに関する基準により、申請に係る建設工事の種類ごとに建設工事規則別表第一及び別表第二に掲げる各項目を点数化し、その総合点等により、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事及び造園工事にあつては当該建設工事の種類ごとに等級の区分を付して、競争入札参加資格があるものと認定する。

(二) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、関連業務規則第五条の定めるところにより、次のとおり認定する。

(一) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、当該資格があるものと認定する。

(二) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、建設工事規則第五条の二又は関連業務規則第五条の二の定めるところにより、資格審査を受けた者に通知する。

七 競争入札参加資格の有効期間

1 建設工事

競争入札参加資格の有効期間は、建設工事規則第七条の定めるところにより、令和七年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から同月三十日まで、同年七月一日から令和八年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から同月三十日までとする。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の有効期間は、関連業務規則第六条の定めるところにより、令和七年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から同月三十日まで、同年七月一日から令和九年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から同月三十日までとする。

八 競争入札参加資格の更新手続

1 建設工事

競争入札参加資格の更新を希望する者は、建設工事規則第四条の定めるところにより、令和八年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の更新を希望する者は、関連業務規則第四条の定めるところにより、令和九年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

九 競争入札参加資格に関する文書の入手の方法

競争入札参加資格に関する文書は、青森県建設業ポータルサイト (<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>) において入手することができます。なお、青森県建設業ポータルサイトにおいて当該文書を入手することができない場合の問合せ先は、次のとおりとする。

青森市長島一丁目の一 県庁北棟三階
青森県県土整備部監理課建設業振興グループ
電話〇一七―七三四―九六四〇

工事第一号様式

営 業 所 一 覧 表

建設業許可番号
商号又は名称

営業所の名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考

注 1 青森県内に営業所（建設業許可の届出をしているもの）がある場合は、全てを記入し、青森県内に営業所がない場合は、青森県と勝負契約手続を行う予定となる営業所（この場合は、本社を含む。）を記入し、備考欄にそれぞれ◎印を付すこと。

2 青森県内に営業所がなく、連絡所等（勝負契約手続を行わないもの）がある場合は、その連絡所を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

工事第二号様式

技 術 職 員 調 書

建設業許可番号

商号又は名称

[illegible]

- 注 1 競争入札参加資格の審査を申請する建設業の欄には、申請する建設業の略号の箇所に○印を記入すること。
2 技術者ごごとに、有資格に応じて配置可能な全ての建設業について、建設業の略号の箇所に○印を記入すること。
3 土木一式工事及び建築一式工事については、総合評定値直前直前記載の技術職員数から増減がある場合、土木又は建築関係の資格を有する全ての常勤技術職員を
生年月日順に記入し、該当する級の欄に○印を記入すること。一つの業種について、同一人が 1 級相当と 2 級相当の両方の資格を有している場合は、上位の級の欄のみに○印を記入すること。
4 県内建設者については、公益財団法人青森県建設技術センターへの登録技術者について記入すること。県外建設者については、資格証及び常勤確認資料を提出すること。
5 配置可能な建設業については、技術者資格区分表のとおりとする。
6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 横長とする。

[illegible]

技術者資格区分表

資 格 区 分

建設業の職種

工種・職種	工種・職種																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
土木建築士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建築士																				
第一建築施工士																				
第二建築施工士																				
電気設備施工士																				
電気設備主任技術者（第1種・第3種）																				
電気設備主任技術者（第2種）																				
工事主任者																				
水道技師																				
水道技師主任技術者																				
消防士																				
消防士主任技術者																				
建築大工																				
瓦葺大工																				
瓦葺大工主任技術者																				
大工																				
大工主任技術者																				
大工主任技術者（第1種・第2種）																				
大工主任技術者（第3種）																				
大工主任技術者（第4種）																				
大工主任技術者（第5種）																				
大工主任技術者（第6種）																				
大工主任技術者（第7種）																				
大工主任技術者（第8種）																				
大工主任技術者（第9種）																				
大工主任技術者（第10種）																				
大工主任技術者（第11種）																				
大工主任技術者（第12種）																				
大工主任技術者（第13種）																				
大工主任技術者（第14種）																				
大工主任技術者（第15種）																				
大工主任技術者（第16種）																				
大工主任技術者（第17種）																				
大工主任技術者（第18種）																				
大工主任技術者（第19種）																				
大工主任技術者（第20種）																				
大工主任技術者（第21種）																				
大工主任技術者（第22種）																				
大工主任技術者（第23種）																				
大工主任技術者（第24種）																				
大工主任技術者（第25種）																				
大工主任技術者（第26種）																				
大工主任技術者（第27種）																				
大工主任技術者（第28種）																				
大工主任技術者（第29種）																				
大工主任技術者（第30種）																				
大工主任技術者（第31種）																				
大工主任技術者（第32種）																				
大工主任技術者（第33種）																				
大工主任技術者（第34種）																				
大工主任技術者（第35種）																				
大工主任技術者（第36種）																				
大工主任技術者（第37種）																				
大工主任技術者（第38種）																				
大工主任技術者（第39種）																				
大工主任技術者（第40種）																				
大工主任技術者（第41種）																				
大工主任技術者（第42種）																				
大工主任技術者（第43種）																				
大工主任技術者（第44種）																				
大工主任技術者（第45種）																				
大工主任技術者（第46種）																				
大工主任技術者（第47種）																				
大工主任技術者（第48種）																				
大工主任技術者（第49種）																				
大工主任技術者（第50種）																				
大工主任技術者（第51種）																				
大工主任技術者（第52種）																				
大工主任技術者（第53種）																				
大工主任技術者（第54種）																				
大工主任技術者（第55種）																				
大工主任技術者（第56種）																				
大工主任技術者（第57種）																				
大工主任技術者（第58種）																				
大工主任技術者（第59種）																				
大工主任技術者（第60種）																				
大工主任技術者（第61種）																				
大工主任技術者（第62種）																				
大工主任技術者（第63種）																				
大工主任技術者（第64種）																				
大工主任技術者（第65種）																				
大工主任技術者（第66種）																				
大工主任技術者（第67種）																				
大工主任技術者（第68種）																				
大工主任技術者（第69種）																				
大工主任技術者（第70種）																				
大工主任技術者（第71種）																				
大工主任技術者（第72種）																				
大工主任技術者（第73種）																				
大工主任技術者（第74種）																				
大工主任技術者（第75種）																				
大工主任技術者（第76種）																				
大工主任技術者（第77種）																				
大工主任技術者（第78種）																				
大工主任技術者（第79種）																				
大工主任技術者（第80種）																				
大工主任技術者（第81種）																				
大工主任技術者（第82種）																				
大工主任技術者（第83種）																				
大工主任技術者（第84種）																				
大工主任技術者（第85種）																				
大工主任技術者（第86種）																				
大工主任技術者（第87種）																				
大工主任技術者（第88種）																				
大工主任技術者（第89種）																				
大工主任技術者（第90種）																				
大工主任技術者（第91種）																				
大工主任技術者（第92種）																				
大工主任技術者（第93種）																				
大工主任技術者（第94種）																				
大工主任技術者（第95種）																				
大工主任技術者（第96種）																				
大工主任技術者（第97種）																				
大工主任技術者（第98種）																				
大工主任技術者（第99種）																				
大工主任技術者（第100種）																				
大工主任技術者（第101種）																				
大工主任技術者（第102種）																				
大工主任技術者（第103種）																				
大工主任技術者（第104種）																				

※(○)は、建設業法第7条第2号ハ又は建設業法第15条第2号ロに該当し一定以上の業務経験（3年又は5年）必要

技術者資格区分表

[illegible]

※(○)は、建設業法第7条第2号ハ又は建設業法第15条第2号ロに該当し一定以上の業容経歴(3年又は5年)必要

関連業務第一号様式

業 者 調 書

(測量・建設コンサルタント等)

申請区分	(1:新規、2:継続・追加等)	県内・県外	(90:県内、91:県外)
登録番号	(例) 90-777、91-1	法人・個人	(1:法人、2:個人、9:組合)
(本社情報)			
フリガナ			
商号又は名称			
代表者フリガナ			
代表者氏名			
都道府県名			
市区町村名			
所在地			
建物名・階			
電話番号			
FAX番号			
(東北地域)			
青森県内で契約締結権限を有する本店、支店等の有無	(1:有、0:無)		
青森県内で契約締結権限を有しない連絡所等の有無			
青森県以外の東北地域 (岩手・宮城・秋田・山形・福島) に契約締結権限を有する本店、支店等の有無			
(受任営業所情報)			
受任者	(1:有、0:無)		
受任営業所名			
都道府県名			
市区町村名			
所在地			
建物名・階			
電話番号			
FAX番号			
(資本、職員)			
営業年数	年	全職員数【常勤】	
資本金	千円	関連業務の技術職員数	
自己資本	千円	上記のうち所定の有資格者数	
(テナンスの場合「ー」にする)			
申請事務担当者	所属	氏名	連絡先 TEL、FAX

関連業務第二号様式

業 務 調 書

希望業務・登録業務 (1:有、空白:無)

業務区分	希望 登録
測量一般	—
地区の調整	—
航空測量	—
建築一般	—
築意匠	—
関係構造	—
関係暖冷房	—
設備衛生	—
電気	—
建築積算	—
電気設備積算	—
機械設備積算	—
調査	—
地質調査	—
補償関係	—
土地調査	—
土地評価	—
物件	—
機械工作物	—
営業補償、特殊補償	—
事業損失	—
補償関連	—
総合補償	—
不動産鑑定	—
登記手続等	—

記載要領 1「測量の測量一般、地図の調整及び航空測量」、「建築関係建設コンサルタントの建築一般」、「補償関係建設コンサルタントの不動産鑑定」を希望する方は、法律上の登録がなければ希望することはできません。
2補償関係及び土木関係建設コンサルタントについては、登録のない部門は空白としてください。

測量業者	
建築士事務所	
建設コンサルタント	
地質調査業者	
補償コンサルタント	
不動産鑑定業者	
土地家屋調査士	
司法書士	
計量証明業者	

登録を受けている事業

(1:有、空白:無)

(1:有、空白:無)

業務区分	希望 登録
河川、砂防及び海岸・海洋	
港湾及び空港	
電力土木	
道路	
鉄道	
上水道及び工業用水道	
下水道	
農業土木	
森林土木	
水産土木	
土木関係建設	
廃棄物	
造園	
都市計画及び地方計画	
地質	
土質及び基礎	
鋼構造及びブリッジ	
トンネル	
施工計画、施工設備及び積算	
建設環境	
機械	
電気電子	
環境調査	—
その他	

業務実績高 (千円)

直前2年決算 直前1年決算

測量		(平均値)
建築関係		
土木関係		
地質調査		
補償関係		

※消費税及び地方消費税を抜いた金額

書調數者資格資有

(2) RCCMの資格

[illegible]

補償業務管理士	公共用地取得業務経験者	地質調査業務経験者	機械設備設計業務経験者B	電気設備設計業務経験者B	電気設備設計業務経験者A	総合補償	事業損失補償	機械・特殊補償	物件・建物	土地評価	土地調査	司法書士	不動産鑑定士補	不動産鑑定士	土地家屋調査士	測量士補	測量士	建築計算資格者（建築積算士）	建築設計一級建築士	建築設計二級建築士	一級建築士（都市及び地方計画）	地質調査技術士	第一種電気主任技術者（伝送、線路）	環境計画士	土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、一級）	二級土木施工管理技術士	一級土木施工管理技術士
---------	-------------	-----------	--------------	--------------	--------------	------	--------	---------	-------	------	------	------	---------	--------	---------	------	-----	----------------	-----------	-----------	-----------------	---------	-------------------	-------	-------------------------	-------------	-------------

(注)

- ・人数は延べ人数である。→ 同一人が複数の資格を有している場合は、重複して計上する。
- ・同一人が同一種類の1・2級、士・士補の資格を有している場合は、上位の資格のみを計上する。
- ・〇〇実務経験者には同種類の有資格者は含まない。

(例：補償業務管理士を有している者は、補償業務実務経験者に計上しないので、補償業務管理士のみを計上する。)

[illegible]

記載要領

- ・既存の書面（現況報告書等）の提出で代用することなく、この様式により作成してください。
- ・有資格者の人数（一つの有資格区分につき10名まで）の内訳を記入し、該当する資格の欄に「1」を記載してください。
- ・有資格者が多数な会社は、営業所を東北支店、青森営業所等に限定して作成することができます。ただし、その場合、第一号様式の有資格者数の欄には、ここで作成した人数分のみの計上となります。
- ・実務経験者については、生年月日・最終学歴（専門学校 不）・専攻学科・実務経験年数等を必ず記載してください。

※1 都市及び地方計画の技術士で、造園部門に係る業務に関し3年以上実務の経験をする者
※2 一級建築師で、都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上実務の経験をする者

関連業務第五号様式

業 務 実 績 一 覧 表

(測量・建築・土木・地質・補償)

発注区分	契約相手先	元請 ・下請	契約件名	業務対象の規模	業務履行場所 の都道府県名	契約金額 (千円)	着手年月	完成(予定)年月
青森県								
青森県								
他公共								
他公共								
民間								
民間								

記載要領

- 1 希望する業種区分ごとに作成してください。(測量、建築関係、土木関係、地質調査、補償関係)
- 2 発注区分ごとに、直前2年間の主な契約について、2件以内を記入してください。(完成、未成を含む。)
- 3 「業務対象の規模」欄には、例えば測量における面積や精度等、設計における構造や延面積、業務内容等を記入してください。
- 4 「契約金額」欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。(千円未満四捨五入)

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭